

盛田容子（一般社団法人人権精神ネット理事・精神障害当事者）2025.04.12 発言
「女性の人生は幾度も困難におちいる、そして障害女性は差別の受け放題」

【資料】

1. いのちのとりで裁判全国アクションほか8団体による2024年12月の声明文より引用

【声明】500円(0.7%)ではスズメの涙だ！ケチ臭いことはやめて、13%以上の大幅な生活扶助基準の引き上げを！

(前半略) 同様に物価高に苦しむ諸外国は2022年、2023年と大幅に生活保護基準を上げている。2年続けて12%ずつ上げたドイツ、同様に9%ずつ上げたスウェーデン、7%、14%と上げた韓国と比べても、わずか0.7%の引き上げ率とは、日本は、どこまでケチ臭い国に成り下がるのだろうか。

私たちは、改めて13%以上の大幅な生活扶助基準の引き上げを強く求めるものである。

2. ◆活動報告◆ スイス社会のドメスティック・バイオレンス問題とDV被害者支援策について—ヴォー州の取組みを中心に (岩瀬 久子 奈良女子大学大学院博士研究員) 日本セーフティプロモーション学会誌 Vol.4 No.1 2011 59ページより引用

「DVは犯罪である」と法で規定されていることから、いくつかの民間シェルターは同法を適用して財政的支援を受けている。同法の規定にあるNGOへの委任は、民間シェルター運営の財政的基盤を安定させている。たとえばフライブルグのシェルターでは、運営費の3分の2がカバーされるようになったという(14)。

国家に対する補償請求は、得られなかった収入、未払いの生活費と医療費である。仕事を失ったDV被害者は、別居期間中や離婚までの間失業手当を州政府に請求することができる。この補償は、財産の損害はカバーされないが、最大限を100,000スイスフランとし、深刻な精神的、身体的な傷を受けた被害者に対して70,000フラン、子どもに対して35,000フランが限度として支払われる。補償の請求は犯罪が行われた州に5年以内に届けなければならない。子どもに関しては、重大な身体的、性的行為の被害者は、被害者自身が25歳になるまでに請求すればよいことになっている。

3. 論文 DV被害経験からの「回復」と経験への意味づけ——当事者インタビューの分析からみえた心的外傷後成長(PTG)——増井 香名子 社会福祉学第58巻第2号55-66 2017 59ページから60ページより引用

〈残傷にやられそうになる〉被害者は〈改めて、人生の舵を握り直す〉が、一方で慢性的な『生活の困難』がなお続くうえ、過去からの『亡霊が出てくる』という〈残傷にやられそうになる〉。『生活の困難』とは、‘生活を維持することや自立をしていくことの困難や不安が慢性的にあること、また子どもの抱える困難に苦悩すること’である。「きちんと働いて収入を得て安心して暮らせるのは難しい…不安です」と語られるように顕著にみられるのが経済的な困難さであり、慢性的な貧困状態の中にいる人や将来の不安を語る人が多い。また、不登校や家庭内暴力、精神的な不調などDVや虐待のある環境にいたその後を生きる子どもをもつ親としての苦悩や困難を抱える被害者も多くみられた。『亡霊が出てくる』とは、‘今の生活を崩そうとする直接的な脅かしがないにもかかわらず、たとえようのないつらさやいたたまれなさが湧き上がってきたり、些細なきっかけにより突如恐怖感覚がよみがえってきたりすること’である。